



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラーク便り」 小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[**こちら**](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は 2 頁目以降を印刷して下さい。

【小特集 靖国参拝 三判決の論点】

小泉首相による靖国神社参拝をめぐり、9月末から10月はじめにかけての1週間の間に、全国3高裁で司法判断が出された。9月29日の東京高裁(浜野惺裁判長)と10月5日の高松高裁(水野武裁判長)は違憲かどうかには踏み込まなかったのに対し、9月30日の大阪高裁(大谷正治裁判長)は参拝を違憲とした。

10月6日付け朝日新聞東京版がこれらの判決で判断が分かれたポイントを整理している。それによるとポイントは、①首相の参拝が公務員としての職務かどうか、②公務員の職務だとすると違法かどうか、③その行為が原告の権利や利益を侵害したかどうか、の3点(朝日・東京 10/6)。以下、この記事に肉付けするかたちでそれぞれの判決の論点と分岐点を整理する。

まず東京高裁は、「職務として参拝する趣旨と受け取られることを避けるため、8月15日を断念して13日に参拝することとした」ことや「献花代3万円は私費だった」ことから、参拝を「私的な宗教上の行為か、または個人的な立場で行った儀礼上の行為」と位置づけ、首相の職務行為とは認めがたいとした。これは①に関して公務員としての職務ではないと判断したことになる。そのため、②の違憲性については踏み込まず、③についても権利・利益の侵害とは認めずに退け、原告側の控訴を棄却した。

それに対して大阪高裁は、公用車を使用し秘書を伴っていた、「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳した、首相就任前の公約の実行としてなされた、私的な参拝であることを明言せず公的な参拝であることを否定していない、目的が政治的なものであること、などを挙げて、①公務員の職務かどうかのポイントに関して、参拝は首相の職務として行われたと位置づけた。そして首相の参拝によって国は意識的に靖国神社との間にのみ、「わが国の社会的・文化的諸条件に照らし相応とされる限度を超える」特別のかかわり合いを持ったことになると判断。国が靖国神社を特別に支援し、ほかの宗教団体とは異なり特別なものであるとの印象を与えたとみなし、これは特定の宗教に対する助長、促進になると認定した。したがって、②の違憲性について、憲法の禁じる宗教的活動にあたるとした。これは、高裁としては初の違憲判断となる。ただし③賠償責任については、信教の自由が侵害されたとは言えないとして原告の控訴を棄却した。

高松高裁判決は、戦没者の回顧・祭祀のあり方を自ら決定する行為の平穩を他者の宗教上の行為によって害されたとする原告の主張に一定の理解を示しつつも、宗教上の感情は損害賠償などの法的救済を求めることのできる法的利益ではなく、首相の参拝が原告に対して何らかの強制力を及ぼし、不利益を課したとは認められないとして、③賠償請求を棄却した。①首相の参拝が公務員の職務かどうかについては判断せず、②違憲性についても、具体的な事件

を解決するために必要な場合のみ、憲法解釈の判断をするのが違憲審査のあり方であり、本件に関して賠償請求の棄却という結論に達するために「憲法判断をしなければならないものではない」とした。

3高裁いずれも③損害賠償を棄却する点においては同様であるが、東京高裁は①のポイントから③の検討に進み、大阪高裁は①から②についての判断を導きつつ③を検討、高松高裁は③のみを論点として①②については検討の必要を認めなかった、ということになる。今後、最高裁においてこれらのポイントについてどのような判断がなされるかが注目される。

なお、大阪高裁判決で検討された「特定の宗教に対する助長、促進」と認められるか否かという論点は、憲法が禁止する「宗教的活動」を「目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉などになるような行為」と定義する最高裁判例に則したものである。これは、津地鎮祭事件に関して1977年に示されたものであり、「目的効果基準」と呼ばれている。

(文責:住家正芳)

